

広報かるまい お知らせ版 その1

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

平成26年度 軽米町育英奨学生を募集します

町では、平成26年度軽米町育英奨学生を募集します。
募集期間は4月10日（木）～5月9日（金）ですの
で、希望の方は町教育委員会事務局より申請書類を受け
取り、必要書類等を揃えてお申し込み下さい。

■対象者

優良な生徒であって、経済的理由により修学が困難と認め
られる方で、高等学校、大学または修学期間1年以上の各種
専門学校等に在学し、町内に居住する方の子弟である方

■募集予定人員・貸与月額

区分	募集人員	貸与月額
大学またはこれと同程度の学校 (短期大学及び各種専門学校等の修 学期間1年以上の学校含む)	10人程度	51,000円以内
高等専門学校		30,000円以内
高等学校等		15,000円以内

■提出書類

- ①育英奨学金貸与申請書
- ②家庭状況調書
※①、②の用紙は、教育委員会にあります。
- ③在学証明書または入学が確認できる書類（発行日は
平成26年4月1日以降のもの）
- ④家族全員分の住民票の写し（本籍の記載のあるもの）
- ⑤家族全員の所得証明書
※④、⑤は、町民生活課で取得できます。

■返済について

各種学校を卒業して1年後から、最長15年以内で返済い
ただきます。（無利子）

【問い合わせ先】教育委員会
教育総務グループ（☎46-4743）

第16回「森と水とチューリップ」 パークゴルフ大会を開催します

期 日：5月18日（日）雨天決行
受 付 8：30～8：50
開会式 9：00～、競技開始 9：15～
会 場：ハートフル・パークゴルフ場
競技方法：36ホールストロークプレー（パー132）
表 彰：・男女別に優勝から第5位まで表彰
・特別賞としてホールインワン賞、ブービー賞
申込期間：4月30日（水）までに申込ください。
参 加 料：1人 2,000円
(昼食代、保険料、景品代などが含む)
申込方法：参加料を添えて教育委員会・生涯学習グループ
またはパークゴルフ場スタートハウスまでお申
し込みください。
※参加申込後の取り消しの場合、参加料は返金で
きません。
そ の 他：・雨天決行です。雨具等をご準備ください。
・昼食は大会事務局にて用意します。
・全選手がホールアウト後、参加者全員に景品
が当たる抽選会を開催します。

【問い合わせ先】教育委員会
生涯学習グループ（☎46-4744）

4月のテーマ図書展「桜」 30日(水)まで開催中です!!

日増しに暖かくなってきました。軽米に桜の便りが届くま
ではあと少しですが、ひと足先に春を感じてみませんか？
絵本や写真集など、桜にまつわる本を展示・貸出していま
す。この機会にどうぞご利用ください。

【問い合わせ先】町立図書館（☎46-4333）



4、5月連休中の ごみ収集に ご協力をお願いします

【問い合わせ先】町民生活課
町民生活グループ（☎46-4734）

4月29日(火・祝)	収集は休みます
4月30日(水)～5月2日(金)	通常通り収集します
5月3日(土)・5月4日(日)	収集は休みます
5月5日(月・祝)・ 5月6日(火・振替休日)	燃えるごみのみ収集します

※収集日には、当日の朝8時30分までに、決められた場所へ出す
ようお願いします。

山でクマに出遭わないために！！

【クマに出遭わない工夫をしましょう】

- ◇入山地域のクマの出没状況についての情報を収集し、危険な場所には近づかない
- ◇クマの行動が活発な朝夕や霧が出ているときの行動はさける
- ◇できるだけ単独行動はさけ、2人以上で行動する
- ◇鈴、笛、ラジオなど音のするものを身につけ、人の存在をクマに知らせる
- ◇ときどき辺りに注意を払い、クマのフンや足跡を見つけたら引き返す
- ◇子グマを見つけたらそっと立ち去る
(近くに母グマがいて危険です)

【もしクマに出遭ってしまったら】

- ◇慌てず、騒がずクマを刺激しない
- ◇急に立ち上がったたり、大声をあげたり、物を投げつけたり、背中を見せて走って逃げたりしない
(逃げるとクマは本能的に追いかけてきます)
- ◇クマの動きを見ながらゆっくり後退する。

【クマを引き寄せないために】

- ◇人や里山にクマを引き寄せないためにも、野山に生ゴミを捨てたり野生動物に餌を与えたりしてはいけません。残飯などの味を覚えたクマは、やがて人里周辺にまで接近し被害を与えることがあります
- ◇登山、ハイキング、溪流釣、山菜採りなどの際に出る生ゴミのほかにも、廃棄農畜産物の適正な処理が必要です

しかし、万全な対策はありません。クマによって性格が違います。山や森はクマの生活場所であることを忘れずに、十分注意して行動しましょう。

【問い合わせ先】

町民生活課・町民生活グループ (☎46-4734)
二戸保健福祉環境センター・環境衛生課 (☎23-9202)



山や森に入ること
は、クマの生活場所
に入ることです。
そこで、クマに出あ
わない工夫をするこ
とが大切です。

4月は軽自動車税の納期です

○課税される車輛：

軽自動車税は、毎年4月1日現在軽米町に「主たる定置場」がある軽自動車（原付・小型特殊自動車・軽自動車・二輪の小型自動車）の所有者等に課税されます。

○登録・廃車手続きについて：

軽米町ナンバーのついている車輛（原付・小型特殊自動車）は役場税務会計課で、岩手ナンバーのついている車輛（軽自動車・二輪の小型自動車）は軽自動車協会等で手続きができますので、異動があった場合はお早めに手続きをしてください。

○軽自動車税の減免について：

障害者の方が所有する軽自動車及び構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車は、申請により軽自動車税が減免になる場合があります。該当されると思われる方は、①納税通知書 ②印鑑 ③手帳（障害者手帳等） ④運転免許証を持参のうえ、4月24日（木）までに役場税務会計課へ申請を行なってください。
*軽自動車税納税通知書は4月中旬に発送します。

【問い合わせ先】税務会計課 (☎46-4737)

軽米町福祉タクシー助成券

～タクシー運賃改定に伴い助成額を引き上げました～

■助成対象となる方

- ①身障手帳1級・2級、療育手帳Aの交付を受けている方
※自動車税・軽自動車税の減免を受けている方は対象外
- ②80歳以上のひとり暮らしの方
※同居世帯員が病院や介護施設等へ6ヶ月以上入院（入所）中のため一人で暮らしている80歳以上の方も対象
※独立して生計を営んでいる場合でも、子や孫等親族と同一家屋又は同一敷地内若しくは隣接敷地に居住している場合は対象外
※申請する際、担当地区の民生委員の証明が必要

■助成内容

町内のタクシー会社を利用の際に助成券1枚で、610円まで割引になります。
※4月1日からのタクシー運賃改定に伴い、助成額を580円から610円に引き上げました。

■交付枚数

1年間あたり24枚
(申請月により交付枚数は異なります。)

■有効期間

助成券の交付を受けた日から平成27年3月31日まで

■申請に必要なもの（申請書は健康福祉課、各出張所にあります）

- ①に該当する方 印鑑、障害程度を確認できる手帳
- ②に該当する方 印鑑、民生委員の証明
※平成25年度以前から利用している方も申請が必要

■申請場所

健康福祉課窓口（軽米町健康ふれあいセンター内）

■受付期間

平成26年4月1日～平成27年3月31日
(土、日、祝日を除く 午前8時30分～午後5時30分)

【申し込み・問い合わせ先】

健康福祉課・福祉グループ
(健康ふれあいセンター内☎46-4111)

広報かるまい お知らせ版 その2

毎月第2・第4水曜日発行
全 世 帯 配 布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

町の臨時職員・嘱託職員を募集します

	レセプト点検専門員	学校図書館復興支援職員(緊急雇用職員)
業 務 内 容	患者の診察料、投薬、注射、処置、手術、検査、リハビリなどの点数を合算、点検し医療費請求する業務	町内の小中学校図書館に導入される図書館システムの操作補助及び運用、図書データの登録作業、図書の装備・修繕などの作業
募 集 人 員	1名	1名
応 募 資 格	①医療事務技能審査規定に基づく2級(メディカルクラーク「医科」)以上の認定資格を有している方、または医療事務管理士技能認定(医科)資格を有している方。 ②パソコンの操作ができる方 ③普通自動車免許1種を所持している方	・現在失業中で求職活動をしている軽米町内在住の方 ・年齢、性別不問 ・基本的なパソコン操作(ワード、エクセル等)ができる方 ・普通自動車1種免許を持っている方 ・図書館業務に興味のある方
雇 用 期 間	平成26年5月1日～ 平成27年3月31日	平成26年5月～ 平成27年3月
賃 金	月額 94,500円～103,600円 (通勤距離・片道2km以上の場合は通勤手当支給)	日額5,660円～6,580円 (通勤距離・片道2km以上の場合は通勤手当支給)
就 業 日 数 勤 務 時 間	月曜日から金曜日までのうち4日勤務、 土、日、祝日休み 8時30分～17時00分	1週間のうち4日間の勤務 (原則、土・日・月・祝日休み) 9時45分～18時45分
加 入 保 険	雇用保険、健康保険、厚生年金	雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金
申 込 方 法	ハローワーク二戸(二戸公共職業安定所 ☎23-3341)に申し込みのうえ、下記申し込み先へ履歴書(市販品、写真貼付)とハローワークの紹介状を提出してください。※レセプト専門員については郵送不可	
申 込 期 限	4月18日(金) 午後5時	4月20日(日) 午後5時(必着)
試 験	個人面接 4月下旬予定 ※後日、通知します。	個人面接 4月24日(木) 午前10時～予定 町立図書館
申 込 先 問 合 せ 先	役場町民生活課・町民生活グループ (☎46-4734)	軽米町図書館支援協力会 (町立図書館内 ☎46-4333)

中小企業・小規模事業の経営者の皆様へ

個人保証なしで金融機関から融資を受けたり、事業が破綻しても一定の生活費等を残すことができるルールができました。
①法人と個人の資産・経理が明確に分離されている場合等において個人保証が不要となること、②多額の個人保証を行っていても、経営が行き詰まる前に、早めに事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等が残ること、を定める「経営者保証に関するガイドライン」が、中小企業庁・金融庁主導の下、策定されました。金融機関と相談したい方、詳しくは下記までご相談下さい。

【問い合わせ先】 中小企業基盤整備機構東北本部 (☎022-716-1751)

平成26年度春の巡回 犬の登録受付と狂犬病予防注射を実施します

飼い犬の登録は生涯1回、注射は毎年1回行うことになっています。

県獣医師会と町では、新規登録の受け付けと予防注射の実施のため、次の日程で巡回しますので、犬を飼っている方は、都合のよい会場で受けてください。

昨年度までに登録を済ませた犬には、役場から通知ハガキを送付しますので、当日忘れずにお持ちください。

また、飼い犬の死亡や飼い主の変更などがあった場合には、役場への届け出が必要です。

【問い合わせ先】 町民生活課・町民生活グループ
(☎46-4734)



ご注意ください！次の場合には届け出が必要です

- 1 次の場合は、必ず犬の所在地の役場に届け出てください
 - ① 犬が死亡した (役場からのハガキと印鑑、鑑札、注射済票が必要)
 - ② 犬の飼い主の氏名または住所などが変わった
 - ③ 町外へ転出した (転出先の役所へ届け出てください)
 - ④ 犬の飼い主が変わった (届出人は新所有者となります)
 - ⑤ 本年度の予防注射を動物病院等で受けさせた (獣医の証明証と手数料550円、飼犬手帳、役場からのハガキが必要)
- 2 飼い犬が行方不明になった場合は、保健所へ連絡してください
- 3 鑑札及び注射済票は、必ず犬に着けておいてください
- 4 次の場合、20万円以下の罰金に処せられることがあります
 - ① 登録をせず、また、予防注射を受けさせなかった場合
 - ② 鑑札、注射済票を犬に着けておかなかった場合
 - ③ 上記1の届け出をしなかった場合

対象…生後91日以上すべての飼い犬

- 新しく飼い始めた犬、登録の済んでいない犬 ⇒ 新規登録と注射を行います (持参するもの) 手数料6,100円
申請書に記入するため、犬の「種類・生年月日・毛色・性別・名前」をメモしてきてください。
- 平成9～25年度に登録を済ませた犬 ⇒ 注射だけを行います (持参するもの) 手数料3,100円 (お釣りのいらぬようご準備ください)、役場からのハガキ (5月上旬発送予定)、飼犬手帳

犬の注射の際に問診を実施します

予防注射の際に、5項目ほどの簡単な問診をおこないますので、飼い主の方は普段から犬の体調などを、よく観察しておいてください。通知ハガキの裏面が問診票になっていますので、あらかじめ記入の上、注射会場へおいでください。

※飼い主としてのマナーを守り、会場を汚さないようにご協力をお願いします

日時	会場
5月13日 (火)	9:00～9:15 旧増子内公民館
	9:20～9:35 沢田公民館
	9:40～9:55 役場・小軽米出張所
	10:00～10:05 松ノ脇公民館
	10:10～10:15 七ツ役公民館
	10:20～10:30 高柳公民館
	10:35～10:45 鶴飼公民館
	10:50～11:05 (笹渡)田中辰男様方
	11:15～11:20 百目金公民館
	11:30～11:35 八木沢ホップセンター
	11:40～11:45 (屋敷)井戸淵富男様方
	13:00～13:10 屋敷公民館
	13:25～13:30 (大野川)山下修様方
	13:45～13:55 小玉川生活改善センター
	14:10～14:15 蜂ヶ塚公民館
	14:20～14:25 米田公民館
14:30～14:35 牛ヶ沢集落センター	
14:40～14:50 民田山公民館	
5月14日 (水)	9:00～9:15 高家生活改善センター
	9:20～9:30 上尾田公民館
	9:35～9:40 (下尾田)長瀬徳蔵様方
	9:55～10:00 小松公民館
	10:05～10:10 長倉屯所
	10:20～10:25 駒木(軽米)公民館入口
	10:30～10:35 新大鳥伝承館
	10:40～10:45 外川目公民館
	10:50～11:00 君成田公民館
	11:05～11:15 新光団地入り口
	11:20～11:25 山田公民館
	11:30～11:35 東台公民館
	11:45～11:55 上円子公民館
	13:00～13:15 円子生活改善センター
13:25～13:30 大沢公民館	
13:35～13:40 蛇口公民館	
13:50～13:55 (板橋)坂本スミ様方	

日時	会場
5月15日 (木)	9:00～9:40 役場・地域整備課車庫前
	9:45～10:20 (向川原)防災センター
	10:25～11:00 軽米タクシー向かい広場
	11:05～11:35 萩田・地域整備課車庫前
	11:40～11:55 仲軽米公民館
	13:10～13:20 町老人福祉センター
	13:25～13:35 上館農業構造改善センター
	13:40～13:45 (岩崎)川原木和子様方
5月16日 (金) 午前	13:55～14:05 車門営農研修館
	14:10～14:20 戸草内公民館
	9:00～9:10 内城公民館
	9:15～9:25 苜敷山公民館
	9:30～9:40 下野場屯所
	9:45～9:55 上野場公民館
	10:00～10:15 高清水公民館
	10:20～10:25 沼公民館
10:30～10:45 役場・晴山出張所	
10:50～11:05 観音林公民館	
11:10～11:20 山口集落営農研修館	

【担当獣医師】

5月13、14、15、16日(午前)

堀米 剛 獣医師
(☎46-2845)

5月16日(午後)

大崎玲子 獣医師
(大崎動物病院：☎42-4899)

日時	会場
5月16日 (金) 午後	13:00～13:10 晴山農業構造改善センター
	13:15～13:20 早渡公民館
	13:25～13:30 竹谷袋公民館
	13:40～13:50 貝喰公民館
	13:55～14:00 駒木(山内)公民館
	14:10～14:15 東公民館
	14:20～14:25 和当地公民館
	14:30～14:40 山内農業構造改善センター
	14:45～14:50 平公民館
	14:55～15:00 新井田公民館
	15:05～15:15 大清水地区活性化センター

広報かるまい お知らせ版 その3

毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

平成26年度軽米町地域支援事業のお知らせ

町では、介護予防のためのサービスや介護保険制度を補うサービスとしてさまざまな事業を行っています。今回はその内容をお知らせしますので、利用を希望する方は必要な手続きをお勧めいたします。なお、現在サービスを利用している方も、新年度に改めて申請手続きが必要です。

事業名	あったかヘルパー	はつらつデイサービス	ひとり暮らし高齢者見守り事業
事業内容	ホームヘルパーが週に1～2回、自宅訪問し、次のような支援をします。 ①家事に関すること 調理、洗濯、掃除、買い物など ②介護に関すること 食事・排せつ・入浴・着替え・通院などの介助 ③相談や助言に関すること (年末年始を除く月～金まで)	閉じこもり予防、介護予防を目的にしたデイサービス(送迎、創作活動、給食、入浴)	相談員が家庭訪問または電話による見守りを月1回行います。
対象者	次のいずれかに該当する方 ①積極的に介護予防が必要と判定された方 ②65歳以上の一人暮らしまたは高齢者だけの世帯の方 ※介護認定を受けている方は利用できません。	次のいずれかに該当する方 ②積極的に介護予防が必要と判定された方 ③65歳以上の一人暮らしまたは高齢者だけの世帯の方 ④75歳以上で支援が必要な方 ※介護認定を受けている方は利用できません。	65歳以上の一人暮らしの方で、軽米町災害時要援護者台帳に登録している方 ※他のサービスを利用している方は、対象外となる場合があります。
自己負担額	1回(1時間)あたり150円 (生活保護の方は無料)	1回あたり750円 (生活保護の方は無料)	なし
実施機関	町社会福祉協議会	町社会福祉協議会 くつろぎの家	町社会福祉協議会
その他		利用したい施設へ直接、申し込み下さい。 町社会福祉協議会(☎46-2881) くつろぎの家(☎47-2351)	

事業名	よりそい弁当	おむつ支給事業	介護手当
事業内容	月曜日～土曜日まで、夕食として1回当たり1食を配達します。 ※利用者宅に原則手渡しで配達することとします。	常時おむつ等を利用する方を在宅で介護されている家族へおむつ等を現物支給します。 品目は、リハビリパンツ、尿とりパット、紙おむつで、1人1か月あたり4,000円を限度とします。	1年間、介護保険サービスを必要最低限のみ利用し、在宅で適切に介護されている家族に対し年額10万円を限度に支給します。
対象者	次のいずれかに該当する方 ①食事の調理や買い物が困難な65歳以上の一人暮らしまたは高齢者だけの世帯及び障がい者だけの世帯の方 ②積極的に介護予防が必要と判定された方	要介護4・5と判定された町民税非課税世帯の方を在宅で介護している家族	次の全てに当てはまる方 ①町民税非課税世帯の方 ②要介護4・5と認定された方を在宅で適切な介護をしている方 ③介護保険サービスを必要最小限で対応している方
自己負担額	お弁当…300円 おかず(ごはんなし)…200円	なし	なし
実施機関	㈱軽米町産業開発	町社会福祉協議会	町健康福祉課
その他	介護認定を受けている方は、担当ケアマネジャーへご相談下さい。	社会福祉協議会までの交通手段がない方は、「あったかヘルパー」申請により自宅へのお届けも可能です。	申請にあたっては、担当ケアマネジャーへご相談下さい。

※どのサービスも要件から外れた場合には支給停止となります。
※詳しくは、健康福祉課・地域包括支援センターにお問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ先】
地域包括支援センター(健康ふれあいセンター内)
☎46-4111 FAX:48-1061

固定資産税は町内に土地家屋などを所有する方に課税されます

◎固定資産税とは

毎年1月1日現在で土地、家屋、償却資産を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定される税額を、固定資産の所在する市町村に納める税金です。

※固定資産税納税通知書は4月11日ごろ発送する予定

◎課税明細書の内容をご確認ください

課税明細書には、所有する土地や家屋の所在地、面積、評価額などが記載されていますので、納税者自身で内容を確認できます。

内容が実際と違うとき（所有権移転などの登記をしたのに変更されていない、取り壊しの届け出をした家屋が記載されている、逆に家屋があるのに載っていないなど）は、誤りの可能性がありますので、納税通知書の最後にある「異動届」に記入して提出してください。

住所・氏名や納税管理人の変更などがある場合にも、必ず届け出をお願いします。

◎土地・家屋価格等縦覧帳簿が縦覧できます

町内に土地を所有する納税者の方は「土地価格等縦覧帳簿」、家屋を所有する納税者の方は「家屋価格等縦覧帳簿」で価格などを縦覧することができます。

【縦覧期間】 4月1日（火）～4月30日（水）

※土・日・祝祭日を除く

【縦覧時間】 午前8時30分～午後5時

【縦覧場所】 税務会計課

※印鑑と納税通知書をお持ちください

◎家屋の新築や取り壊しの際はご連絡ください

家屋（住宅、物置、車庫、畜舎など）を新築したり取り壊した場合は、現況確認が必要ですので、必ず税務会計課までご連絡くださるようお願いいたします。

次の基準に該当する一般的な住宅は、新築後3年間は特例が適用され、居住部分の床面積が120㎡までの部分については、税額の1/2の額が減額されます。

区分	居住区分の割合	当該床面積
専用・貸家住宅	全部	50㎡以上280㎡以下
併用住宅	2分の1以上	居住部分の50㎡以上280㎡以下

【問い合わせ先】 税務会計課（☎46-4737）

平成26年度 軽米町広葉樹里山森林資源活用事業を受付しています

この事業は、町内の広葉樹資源を有効に活用しながら里山の機能の維持と再生を図るため、木炭やしいたけ原木の購入に要する経費等に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

■補助対象となる原木

町内に所在する広葉樹林等からの原木

■交付対象者

- ①森林組合の斡旋を受けて、町内の広葉樹等の山林の原木または原木林を購入する町内の特用林産物生産者又は町内のしいたけ原木取扱業者
- ②軽米町と交流のある団体に販売する目的でしいたけ原木を購入する町内のしいたけ原木取扱業者
- ③自己の所有する山林から原木を伐採する場合で、1ha当たり2,000本以上の原木を町内の他のしいたけ生産者又は町内の原木取扱業者に供給する町内の特用林産物生産者

■補助金額

補助金の額は1ha当たり5万円です。

（ただし、千円未満の金額は切り捨てます）

※左記③の場合の補助金の額は、原木2,000本当たり5万円となります。

■申請方法

事前に要綱に定める申請書に、①事業実施位置図、現地写真等、②契約書等の事業実施が確認できる書類を添付して、来年の1月31日までに産業振興課に提出して下さい。

※この事業は、二戸地方森林組合による代理申請が可能です。

【申し込み・問い合わせ先】 産業振興課
農林振興グループ（☎46-4111）

古着の直接受入を行います

旧晴高小で古着の直接受け入れを行います。軽トラックなどで多くの古着を出される方はご利用ください。古着回収ボックスと同じように中身の見えるビニール袋に入れてお持ちください。

■日 時：平成26年4月25日（金）

■時 間：①7:00～8:00

②11:00～13:00 の2回

■場 所：旧晴高小学校・正面玄関

（玄関のとなりの部屋が一時保管場所です）

【問い合わせ先】 町民生活課
町民生活グループ（☎46-4734）

■内 容

- ・回収できる古着は衣類（外着）全般、Tシャツなどです。
- ※濡れた状態のものや下着・肌着などは回収できません。
- ・古着を入れるビニール袋は小分けにし、口をしぼって持ち運びしやすいようにお願いします。

※広報かるまい4月号は4月23日に発行となりますので、よろしくお願ひします。